

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

1 目的

要介護状態または要支援状態にあり（以下「要介護者等」）、主治医が交付した処方箋に基づき、薬剤師の訪問を認めた要介護者等に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

2 運営の方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3 提供するサービス

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4 職員等の体制

① 従業者について

- ・ 居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

② 管理者について

・常勤の管理者 1 名を配置する。但し、業務に支障がない限り、メルヘン薬局の管理者との兼務を可とする。

5 担当薬剤師

担当薬剤師 森田ゆかり 濱本実幸 脇田晃輝 吉田郁代

6 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日 但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除きます	
営業時間	月・火・木・金	8：00～13：00 15：00～19：00
	水曜日	9：00～12：00 17：00～19：00
	土曜日	8：00～13：00
	日曜日（第 1.3.5）	9：00～12：00
	日曜日（第 2.4）	8：00～13：00

7 緊急時の対応

必要に応じ利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8 利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

(1) 居宅療養管理指導サービス利用料として（1 回のご利用料金）

単一建物居住者の人数	1 人	2～9 人	10 人以上
1 割負担	5 1 8 円	3 7 9 円	3 4 2 円
2 割負担	1 0 3 6 円	7 5 8 円	6 8 4 円
3 割負担	1 5 5 4 円	1 1 3 7 円	1 0 2 6 円

※算定する日の間隔は 6 日以上、かつ月 4 回を限度とします。ただし、がん末期の利用者さま、注射による麻薬の投与が必要な利用者さま及び中心静脈栄養を受けている利用者さまの場合は 1 週間に 2 回、かつ月に 8 回を限度とします。

(2) 単一建物居住者の人数は、利用者さまが居住する建築物に居住する方のうち、当薬局が居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定している方の人数になります。

(3) ユニット数が 3 以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を単一建物居住者の人数として算定いたします。

(4) 以下の場合、それぞれの利用者さまに対し「単一建物居住者が 1 人の場合」を算定いたします。

同居する同一世帯に訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが 2 人以上いる場合

訪問薬剤管理指導を行う利用者数が当該建築物の戸数の 10% 以下の場合

当該建築物の戸数が 20 戸未満にあって、訪問薬剤管理指導を行う利用者さまが 2 人以下の場合

(5) 医療用麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、1 回につき上記料金に 100 円（1 割負担の場合）加算されます。

(6) 注入ポンプにて医療用麻薬等を使用される場合は、1 回につき上記料金に 250 円（1 割負担の場合）加算されます。

(7) 中心静脈栄養法用輸液等の薬剤を使用される場合は、1 回につき上記料金に 150 円（1 割負担の場合）加算されます。

(8) 厚生労働大臣が定める離島や中山間地域等に対するサービス提供に関しては、利用料金 1 回につき以下の割合が料金に加算されます。

特別地域加算	1 5 %
中山間地域等における小規模事業所加算	1 0 %
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 %

(9) 負担金の請求方法は、訪問時に現金支払いもしくは当社指定口座への振込み、または口座振替とさせていただきます。口座への振込み・口座振替に関わる手数料は利用者さま負担となります。

(10) 遠距離の場合、交通費は居宅療養管理指導サービスに要した実費を請求させていただく場合があります。交通費の領収書は別途発行いたします。

注 1) 利用料の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用一部をご負担いただきます。

注 2) 利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9 通常の実施地域

西宮市やその近郊

10 個人情報に関する事項

利用者さまのプライバシーを尊重し、業務上知り得た利用者さま、またはそのご家族に関する秘密を保持いたします。

11 苦情申立窓口

メルヘン薬局 西宮店 0798-36-7630

1 2 事故処理

居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者さまの後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3 その他運営に関する重要事項

(1) サービス担当者会議等において、利用者さまの個人情報を用いる場合には利用者さまの同意、またご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を予め文書により得ておくこととします。

(2) 当該規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当薬局が定めるものとします。

2026 年 4 月更新

メルヘン薬局 西宮店